

改定経緯（令和7年度）

令和7年8月5日	第1回作業部会 ・立地適正化計画改定の概要 ・中間評価の結果 ・立地適正化計画改定の方針 ・防災指針（素案）
令和7年9月22日	第2回作業部会 ・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
令和7年9月30日	第1回専門部会 ・立地適正化計画改定の概要 ・中間評価の結果 ・立地適正化計画改定の方針 ・防災指針（素案）
令和7年10月28日	第2回専門部会 ・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
令和8年1月9日 1月10日	住民説明会 ・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
令和8年1月14日 ～2月12日	パブリックコメント ・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
令和8年3月26日	都市計画審議会 ・立地適正化計画改定（案） ・防災指針（案）
令和8年3月26日	豊川市立地適正化計画の改定
令和8年3月31日	豊川市立地適正化計画の公表

豊川市立地適正化計画専門部会員名簿（令和7年度）

区分	氏名	所属	分野
学識 経験者	◎浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	都市計画
	○鈴木 温	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	都市計画
各種 団体	長谷川完一郎	豊川商工会議所専務理事	商工業
	山田 裕也	豊川市農業委員会会長	農業
	河合 美恵子	豊川防災ボランティアコーディネーターの会 代表	防災
	豊田 恵子	特定非営利活動法人とよかわ子育てネット 代表理事	児童福祉
	池田 妙子	豊川市障害者（児）団体連絡協議会 会員	障害者福祉
	美馬 ゆきえ	豊川市老人クラブ連合会書記	高齢者福祉
市長が必要 と認める者	宇井 昭典	愛知県地域環境保全委員	環境
公募	今泉 映里	市民	
	渡邊 万美子	市民	
ワザ-バー	青柳 克彦	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長	県職員
	林 高吉	愛知県東三河建設事務所企画調整監	県職員

◎部会長、 ○副部会長

豊川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2 第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針を定めるため、豊川市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、豊川市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定及び見直し並びに関連計画に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 第1項に規定するほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市都市計画マスタープラン作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、都市整備部都市計画課長級をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

策定経緯等

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市都市計画マスタープラン作業部会

部会長	都市整備部都市計画課長級			
部会員	部名	課名	職名	
			危機管理課	課長補佐級又は係長級職員のうち部会長が指名する者
	企画部	企画政策課		
	財務部	財産管理課		
	福祉部	地域福祉課		
		障害福祉課		
		介護高齢課		
	子ども健康部	子育て支援課		
		保育課		
	市民部	市民協働国際課		
		人権生活安全課		
	産業環境部	企業立地推進課		
		農務課		
		商工観光課		
		環境課		
		清掃事業課		
	建設部	道路河川管理課		
		道路建設課		
		建築課		
	都市整備部	市街地整備課		
		公園緑地課		
		区画整理課		
	上下水道部	水道整備課		
		下水整備課		
	消防本部	総務課		
	教育委員会	庶務課		
		生涯学習課		
スポーツ課				
その他部会長が必要と認める課				

豊川市立地適正化計画専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、豊川市が策定する都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）に関し必要な協議をおこなうため、豊川市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）内に豊川市立地適正化計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、豊川市立地適正化計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 専門部会は、委員会のすべての委員で組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表するとともに、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 専門部会は、部会長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市立地適正化計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

3 作業部会に作業部会長を置き、都市整備部都市計画課長級をもって充てる。

4 作業部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 専門部会及び作業部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会及び作業部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

豊川市立地適正化計画作業部会

作業部会長	都市整備部都市計画課長級		
	部 名	課 名	職 名
部会員		危機管理課	課長補佐級又は係長級職員のうち部会長が指名する者
	企画部	企画政策課	
	財務部	財産管理課	
	福祉部	地域福祉課	
		障害福祉課	
		介護高齢課	
	子ども健康部	子育て支援課	
		保育課	
	市民部	市民協働国際課	
		人権生活安全課	
	産業環境部	企業立地推進課	
		農務課	
		商工観光課	
		環境課	
		清掃事業課	
	建設部	道路河川管理課	
		道路建設課	
		建築課	
	都市整備部	市街地整備課	
		公園緑地課	
		区画整理課	
	上下水道部	水道整備課	
		下水整備課	
	消防本部	総務課	
	教育委員会	庶務課	
		生涯学習課	
		スポーツ課	
	その他部会長が必要と認める課		

用語集

あ行

医療施設

医療法第1条の5に定める施設。

医療法第1条の5

- ・「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- ・「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

か行

開発行為

主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更をいう。

家屋倒壊等氾濫想定区域

想定最大規模の洪水により、近くの堤防決壊や河岸侵食が生じた場合に、家屋の流出・倒壊のおそれが高い区域。垂直避難では安全確保が困難となるため、原則として区域外への立ち退き避難が必要となる。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て支援、商業といった都市機能施設やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。

空間再編賑わい創出事業

都市機能誘導区域内において、空き地・空き家等の低未利用土地を集約した土地に医療・福祉等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業。

計画規模

河川整備の目標とする降雨規模で、概ね10～100年に1回程度発生すると想定される大雨のこと。

決算カード

各年度に実施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、1枚のカードに取りまとめたもの。

公共施設適正配置計画

公共施設の老朽化に伴う統廃合、機能や利用圏域の重複する施設の多機能化・複合化を推進するための実施プランにあたる計画。

公共施設等総合管理計画

地方自治体が所有する全ての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。

工業専用地域

都市計画法による用途地域の1つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建築はできない地域。

工業地域

都市計画法による用途地域の1つで、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

洪水浸水想定区域

水防法に基づき、洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川のうち、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

国土数値情報

国土形成計画、国土利用計画の策定等の国土政策の推進に資するために、地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGISデータとして整備したもの。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計資料の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

子育て支援センター

子育て支援の推進を図り、もって児童の健全な育成に資する施設。（豊川市子育て支援センター条例に定める施設と同等の施設）

個別避難計画

高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために作成するひとりひとりの避難支援のための計画。

さ行

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。

支所

地方自治法第 155 条、豊川市支所設置条例に定める施設。

地方自治法第 155 条

- ・普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

指定避難所

災害の危険性がなくなった後に、帰宅が困難になった被災者が一時的に滞在することを目的とした施設。

児童館

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

児童福祉法第 40 条

- ・児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

準工業地域

都市計画法による用途地域の 1 つで、主に環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域。住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる用途地域。

市役所

地方自治法第4条、豊川市役所の位置を定める条例に定める施設。

地方自治法第4条

- ・地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない

住宅・土地統計調査

我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに実施される調査。

生涯学習センター

地域における実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の交流及び地域活動の発展に資する施設。（豊川市生涯学習センター条例に定める施設と同等の施設）

人口カバー率

豊川市全体等の特定の区域に居住する人口に対して、各施設の徒歩での利用圏内に居住する人口の割合。

人口集中地区（DID）

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域。

人口ビジョン

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、人口の現状と将来の展望を示したものの。豊川市では、豊川市人口ビジョンを平成28年3月に策定。

浸水継続時間

水災害が発生した際に、0.5m以上の浸水が継続する時間。浸水継続時間が3日以上となると、健康被害や生命の危機が生じるおそれがある。

垂直避難

水災害が発生した場合に、浸水から身を守るために建物の上階へ移動する避難方法。

水平避難

災害の危険がある場所から離れ、避難所や高台など、より安全な場所へ移動する避難方法。

総合計画

都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画。豊川市では第6次総合計画を平成28年3月に策定。

想定最大規模

水防法に基づき「想定し得る最大規模」として設定された降雨規模で、計画規模を上回る大雨のこと。

た行

第一種低層住居専用地域

都市計画法による用途地域の1つで、低層住宅の良好な住環境を守るための地域。住宅の他、診療所、保育所・幼稚園などは建てられるが、店舗や病院などは建てられない地域。

大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設。

大規模小売店舗立地法

第2条

- ・「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- ・「大規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第1項又は第2項の基準面積を超えるものをいう。

第3条1項

- ・基準面積は、政令で定める。

大規模小売店舗立地法施行令第2条

- ・法第3条第1項の政令で定める面積は、1,000㎡とする。

高潮浸水想定区域

水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域について、都道府県知事が指定した区域。

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

通所・訪問系高齢者施設

老人福祉法第5条の2の事業のうち老人短期入所事業を除く事業を行う施設。

老人福祉法第5条の2

- ・「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

通所・訪問系障害者福祉施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の事業のうち、施設入所支援を除く事業を行う施設。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条

- ・「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービスを行う事業をいう。

通所・訪問系障害児福祉施設

児童福祉法第6条の2の2②から⑥に定める施設。

児童福祉法第6条の2の2

- ②この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- ③この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。
- ④この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ⑤この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- ⑥この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

津波浸水想定区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波が発生した場合に想定される浸水の範囲について、都道府県知事が指定した区域。

低未利用土地権利設定等促進計画

都市機能誘導区域内、居住誘導区域内において、空き地・空き家等の低未利用土地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする制度。誘導施設の立地誘導に活用することが可能。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。特別用途地区内では、建築物の制限又は禁止に関して必要な規定が、地方公共団体の条例で定められる。

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのこと、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療などの諸活動によって担われるもの。

都市機能施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に大きく寄与するもの。

都市機能誘導区域

居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からしてどのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるもの。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画マスタープラン

今後の都市計画の指針として都市全体及び地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにした計画。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

図書館

図書館法第2条に定める施設。

図書館法第2条

- ・「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、道路、公園等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画の整序化及び公共施設の新設又は変更を行う事業。

な行

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地整備計画で用途を定めて設定する区域。

は行

ハザードマップ

災害が発生した場合に想定される被害の範囲や程度、避難場所・避難経路などを地図上に示したものの。

保健センター

市民の健康の保持及び増進を図るための施設。（豊川市保健センター条例に定める施設と同等の施設）

ま行

マイ・タイムライン

洪水のような進行型災害が発生した際に、「いつ」「何をするのか」を整理した個人単位の防災計画。

民間都市開発推進機構

民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく民間の都市開発を推進するための主体として国土交通大臣の指定を受けた法人であり、特定民間都市開発事業について、当該事業の施行に要する費用の一部を負担し当該事業に参加することや、民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成などを行う。

や行

誘導施設

人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含め全ての市民の生活利便性を維持するために、その立地を誘導すべき都市機能施設。全ての都市機能誘導区域ごとに指定する。

用途地域

都市計画区域の主として市街化区域において定める12種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建蔽率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。

幼稚園、保育所等

学校教育法第1条に規定する幼稚園、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業及び事業所内保育事業を除く事業。

学校教育法第1条

- ・この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

児童福祉法第39条第1項

- ・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項

- ・この法律において「認定こども園」とは、次条第1項又は第3項の認定を受けた施設、同条第9項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

児童福祉法第24条第2項

- ・市町村は、前項に規定する児童に対し、認定子ども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時に特に配慮を要する人のこと。

ら行

立地適正化計画

平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する計画。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）

都市機能誘導区域内、居住誘導区域内において、空き地・空き家等を活用して、地域コミュニティ等が共同で整備・管理する空間・施設についての協定制度。